令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業　業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業の業務委託に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（１）委託業務名　　令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業業務委託

（２）委託業務の内容　別添「令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間　　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

（委託業務の実施）

第２条　乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

２　前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第３条　委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金○○○○○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○○○○円）以内とする。

（委託料の支払）

第４条　乙は、委託業務が終了し、その額が確定した後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第６条に基づき、乙から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

２　甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の 90 パーセントを超えない金額を概算払することができる。

３　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式１）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第５条　乙は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 条）第 138 条第２項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（再委託の制限）

第６条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とする場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告書の提出）
第７条　乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了日から起算して 30 日以内又は令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書（別紙様式２）を甲に提出しなければならない。この場合において、第４条第２項の規定による概算払を受けたときは、実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を添付するものとする。

（適合の検査及び委託料の確定）
第８条　甲は、前条の規定により、乙から実績報告書が提出されたときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（権利、義務の譲渡禁止）
第９条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第 54 条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

（過払金等の返還）
第 10 条　乙は、概算払を受けた委託料が、前条に規定する委託料の確定額を超えるとき、または、委託料により発生した収入があるときは、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託業務の中止等）
第 11 条　乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
２　甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
３　前項の規定により契約を解除したときは、第４条、第８条及び第 10 条の規定に準じて精算するものとする。

（委託業務の変更）
第 12 条　乙は、前条第１項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）
第 13 条　甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約の一部若しくは全部を解除、又は変更することができる。

２　前項の規定により契約が解除された場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 14 条　委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（委託業務の報告等）
第 15 条　甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況など必要事項について乙に報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（改善の指示等）
第 16 条　甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（秘密の保持）
第 17 条　乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（個人情報の保護）
第18条　乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第２項において準用する同条第１項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

（帳簿等）
第 19 条　乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から５年間保存するものとする。

（成果品及び著作権）
第 20 条　引渡しを完了した成果品は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業において自由に当該成果品を使用することができるものとする。
２　乙がこの委託業務により取得した著作権は、成果品の引渡しをもって甲が承継するものとする。

（疑義の決定）
第 21 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和８年　月　日

茨城県水戸市笠原町 978 番６

甲

茨城県知事　大井川　和彦

乙　　○○○○○○

別記（第 18 条関係）

特記事項

1　受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2　個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3　個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4　不要情報の廃棄

委託業務を処理するために収集・作成した個人情報は、その者に係る事務が完結後速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄し、その日時及び内容を甲に報告すること。

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から５年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6　個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製もしくは送信又は個人情報が記載された媒体の外部への送付もしくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7　個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8　返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

別紙様式１（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

所　在　地
名　　称
代表者氏名

令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業業務委託概算払請求書

このことについて、令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業業務委託契約書第４条に基づき、委託料の概算払を請求します。

記

１　金　　円也

（請求額算定表）

区　　分	金　　額
契　約　額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残　　額	円

２　請求額の受領方法　　口座振替払

振込先金融機関		
振替口座	預金種別	普通　・　当座　・　その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

３　概算払を必要とする理由

別紙様式２（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

所　在　地
名　　称
代表者氏名

委 託 業 務 実 績 報 告 書

令和　年　　月　　日付け委託契約に基づく令和８年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業を下記のとおり完了したので、成果品を添えて報告します。

記

※委託業務の成果を記載すること。また、収支決算書を添付すること。